

# 一般財団法人大阪府老人クラブ連合会

## 評議員及び理事並びに監事の選任に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人大阪府老人クラブ連合会（以下「府老連」という。）定款第 10 条に規定する評議員及び第 20 条に規定する理事及び監事の選任に関し必要な事項を定める。

### (評議員及び理事会の構成)

第 2 条 評議員会及び理事会は市町村老人クラブ連合会会長及び女性委員、若手委員、並びに行政官庁経験者、学識経験者で構成する。

### (評議員の選任)

第 3 条 評議員は定款第 10 条に基づき、評議員会において、次により選任する。

2. 評議員は、別表に掲げるブロックから推薦された評議員候補者、女性代表者会議及び若手委員会から推薦された評議員候補者、並びに会長が推薦する行政官庁経験者、学識経験者を評議員会において選任する。

### (理事の選任)

第 4 条 理事は定款第 20 条に基づき、評議員会において、次により選任する。

2. 理事は、別表に掲げるブロックから推薦された理事候補者、女性代表者会議及び若手委員会から推薦された理事候補者、並びに会長が推薦する行政官庁経験者、学識経験者を評議員会において選任する。

### (監事の選任)

第 5 条 監事は定款第 20 条に基づき、評議員会において、次により選任する。

2. 監事は、別表に掲げるブロックから推薦された監事候補者を評議員会において選任する。

### (規程の変更)

第 6 条 この規程の変更は、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

【別表】

別表を基本とし、市町村老連会長、女性委員、若手委員、行政経験者、学識経験者を加えた構成人数は、定款に定める定数内（評議員15名以上30名以内、理事9名以上18名以内、監事2名以内）とする。

ブロック名	市町村老人クラブ連合会	評議員数	理事数	監事数
北摂第1ブロック	豊能町 箕面市 池田市 豊中市	4	7	1
北摂第2ブロック	島本町 茨木市 高槻市 摂津市			
河内第1ブロック	枚方市 交野市 寝屋川市 守口市 門真市	5		
河内第2ブロック	東大阪市 八尾市 大東市 四條畷市			
河内第3ブロック	柏原市 藤井寺市 松原市 羽曳野市	6	7	1
南河内ブロック	太子町 河南町 千早赤阪村 大阪狭山市 富田林市 河内長野市			
泉州第1ブロック	高石市 泉大津市 忠岡町 和泉市	7		
泉州第2ブロック	貝塚市 泉佐野市 熊取町 田尻町 泉南市 阪南市 岬町			
女性委員		6名以内	2名以内	
若手委員			1名	
行政官庁経験者 ・学識経験者		2名以内	1名	
定数		15名以上 30名以内	9名以上 18名以内	2名以内